

令和6年7月24日
烏山総合支所
地域振興課

地区会館の漏水事故に係る損害賠償額の決定について

1 事故の概要

(1) 発生日時

令和6年2月4日(日)午前9時30分頃

(2) 発生場所

区民集会所のオストメイト対応トイレの洗浄設備

(3) 相手方

別紙のとおり

(4) 事故内容

区民集会所内オストメイト対応トイレの洗浄設備の中のバルブが劣化していたために漏水が発生した。漏れた水が共用廊下を経て共用エレベーターに流入し、エレベーターの電気設備に損傷を与えてしまった。(劣化したバルブは2月22日修繕済み)

(5) 損傷の程度

共用エレベーターの電気部品の交換

(6) 損害賠償額

173,800円

(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる)

(7) 専決処分日

令和6年7月12日